『ペット飼育細則』

制 定:平成26年7月1日 改 定:平成29年8月1日 施 行:平成29年9月1日

〒955-0047 新潟県三条市東三条 1 丁目 5-1



この規則は、DG ハイツの居住者と管理会社たる川口商事(以下 管理者)において動物の飼育及び動物の愛護に関し理解を深めること、また、本ハイツの快適な住環境を維持することを目的に定めます。

居住者はペット飼育に関する当規約の厳守と、ペットに関する各種法律の遵守を誓約することとします。

第1条(飼育可能ペット)

- (1) 飼育できる動物 (以下、ペットという) は下記のとおりとする。 ①猫
- (2) 居住者が飼育できるペットは、一世帯あたり二匹までとする。 万一飼育中の猫が出産しても、上記頭数を超えての子猫の飼育は認めない。 ただしアパートの所有者および管理者が特別に認める事由があると判断する場合はこの限 りではない。
- (3) 上記以外のペットについては飼育を禁止する。 但し下記については例外とする。 ①金魚、熱帯魚等の小型観賞魚。* 一世帯あたり一水槽まで

第2条 (飼育許可)

- (1) 第1条(1) 項で定めるものを飼育する場合は、別に定める「飼育申し込み書」を、あらかじめ管理者に提出して、飼育許可を得なければならない。
- (2) 飼育申請書には、次の資料を添付しなければならない。 ①申請日の3ヵ月以内に撮影したペットの写真。*生後一ヶ月を経過したもの。
- (3) 管理者はアパートの所有者の決済を経て、飼育許可証を発行する。

第3条(飼育ルール)

ペット飼育する居住者(以下、飼育者)は、清潔で静かな居住環境を保持するため良識ある飼育に務めるとともに次の事項を遵守しなければならない。

(1) ペットの飼育は専有部分に限定する。

バルコニー、共用部分及び敷地内(専用庭を含む)において、給餌・排尿・排便・ブラッシング・抜け毛の処理等をしないこと。

また、窓を開けたまま室内にてブラッシングしてはならない。

- (2) 共用部分(玄関前、階段、駐車場、駐輪場等、敷地内全て)では、ペットを必ずケースや篭にいれるか、抱きかかえて移動すること。絶対に地面(床等)に降ろさないこと。 万一共用部分を排泄物・毛等で汚した場合は、飼育者は直ちに清掃すること。
- (3) 鳴き声や臭いについて、近隣に迷惑をかけないこと。
- (4) 抜け毛を風呂場、洗面所の排水口に詰まらせないよう、厳重に注意すること。また畳、床にカーペットを敷いたり爪とぎを用意するなど、床や柱を傷つけないよう配慮すること。

- (6) 留守にする時は、原則として専用部分以外に出られない様にしなければならない。 飼育者が一昼夜以上不在となる場合は、本アパート内にペットを残置しないでペットホテル 等に預けること。
- (7) 第2条により飼育を許可されたペットを当アパート内で飼育しなくなった場合、飼育者は速やかに管理者に報告しなければならない。
- (8) ペットによる汚損、破損、障害などが発生した時は、その理由の如何を問わず、飼育者は全責任を負い、誠意を持って早期に復帰をはからなければならない。
- (9) 地震、火災、水害等の非常災害発生時には、ペットを保護するとともに、他の入居者、及び 近隣住民に危害を加えないように留意すること。

第4条(違反者に対する措置)

管理者は、本細則に違反した飼育者、及びペットによって住民に著しい迷惑をかけた飼育者に対して、ペット飼育の速やかな禁止、損害賠償請求等適切な処置をとることができる。

また飼育者が、本細則を遵守しないと管理人が認定した場合、本物件の賃貸借契約を賃貸人が一方的に解除できるものとする。

第5条(ペット飼育細則の発効)

本細則は平成29年9月1日から効力を発揮するものとする。